情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 競争的研究費の直接経費から PI 等の人件費の支出における活用方針

令和4年3月24日 所 長 裁 定

「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者又は研究分担者(以下「PI等」という。)の人件費を支出することにより確保した財源(以下「PI等人件費相当財源」という。)について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。

1. 目標

PI 等の給与水準の向上や、研究に専念できる環境整備等による当該 PI 等のパフォーマンス向上を図るとともに、若手研究者をはじめとした多様かつ優秀な研究人材の確保等による研究所等の研究力強化に活用する。

2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

- ○研究「人材」の戦略的強化
 - ・直接経費から人件費を支出した PI 等の給与水準の向上
 - ・直接経費から人件費を支出した PI 等の研究環境の整備
 - ・若手研究者の新規雇用
 - ・リサーチ・アシスタントの給与水準の改善
- ○多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分
 - ・若手研究者のスタートアップ研究の支援
 - ・当該研究からスピンアウトした研究への支援
- ○魅力ある研究「環境」の整備
 - ・共用研究設備・機器の充実
 - ・若手研究者や PI 等向けの共用設備等の無償化や低廉な使用料の設定

3. 執行にあたる留意事項等

- ・直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであるため、PI 等人件費相当財源の活用を強制するものではない。
- ・本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。
- ・本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。